

看護連盟の事業

ベッドサイドの問題を政策に反映します。

研修会

支部研修会 都道府県別研修会
都道府県ブロック別研修会 本部研修会

政治啓発活動

職場で直面する諸問題をみんなで話し合い、看護職全体に共通する労働条件の改善等、政治的解決に向けて取り組みます。また社会の人々の理解を得て、一緒に活動いたします。

代表議員および 地元国会議員等との 交流・情報交換

国会見学・講演会・セミナー・国政報告会・
看護問題小委員会・看護問題対策議員連盟

看護職を代表する議員を政策決定の場へ送ります。

後援会活動

普段から代表議員の政策を看護現場や支援者に伝えたり、看護職一人ひとりが政治への関心を高める活動などを行います。

選挙運動

私達の手で国会や地方議会に代表者を送ります。また看護に理解のある国会議員や地方議員を推薦しこの方々の力も借りて問題解決まで努力します。

陳情・請願活動

組織としての意見をまとめ、国や自治体の政策に反映されるよう国会・行政官庁・地方議会に働きかけます。

国民の健康と福祉の向上を目指し、
さまざまな活動を推進しています。

代表議員による主な実績

●労働条件の改善

- 給与・諸手当(特に夜勤)の改善
- 給与表医療職(三)表の改定
- 看護職員の増員
- 夜勤看護職員の車送りの予算化
- 看護職員宿舍の改善、整備
- 病院内保育所設置
- 労働基準法の特例廃止(勤務時間の廃止)
- 日赤従軍看護師慰労金
- 夜間看護手当の増額

●看護教育の充実

- 看護学校の増設、大学、大学院、短大、研修センター設置など

●法律の制定・改正

- 育児休業法・専修学校法の二法成立
- 看護師等人材確保法の制定(看護大学の急増・ナースセンターの設置など)
- 男性保健士の誕生
- 高齢社会対策基本法
- 専修学校卒業生の大学編入
- 配偶者からの暴力防止法(DV法)
- 看護職の名称「師」で統一
- 看護師国家試験受験資格として新たに
「大学において、必要な学科を修めた者」を追加した
- 保健師・助産師の修業年限を6ヶ月から1年に延長した
- 新人看護師等に対する臨床研修等の努力義務化
- 人材確保法の基本指針に研修を明記し、
病院等の開設者に新人研修実施等の努力義務化
- 保健師助産師看護師法を一部改正し、特定行為を行う場合の研修の義務化
- 看護師等人材確保法を一部改正し、病院等の離職者に届出の努力義務化
- 認知症ケア加算

●「看護の日」制定

●健康づくり、老人保健対策、母子保健の充実…保健師、助産師増員など

●中央社会保険医療協議会に看護職委員の登用